

36協定届の記載例 | 様式9号の3の4・様式9号の3の5 (1枚目)

事業場（支店、営業所等）ごとに協定してください

時間外労働
休日労働に関する協定届

労働保険番号	都道府県	所轄	登録	基幹番号	枝番号	被一括事業
法人番号						

労働保険番号・法人番号を記載してください。

この協定が有効となる期間を定めてください。1年間とすることが望ましいです。

様式第9号の3の4（第70条関係）（※様式第9号の3の5 1枚目の記載例）

事業の種類	事業の名称	事業の所在地（電話番号）			協定の有効期間					
一般貸切旅客自動車運転事業（バス）	さばかにバス株式会社 福井営業所	(〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇) 福井県福井市〇〇町1-2-3 (電話番号: 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇)			2024年4月1日から1年間					
① 下記②に該当しない労働者 ② 1年単位の变形労働時間制により労働する労働者	事由は具体的に定めてください。 時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の範囲を細分化し、明確に定めてください。 業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数					
				1日	1ヶ月 (①については45時間まで、②については42時間まで)	1年 (①については360時間まで、②については320時間まで)				
				法定労働時間を超える時間数	法定労働時間を超える時間数	法定労働時間を超える時間数				
					1日	1ヶ月	1年			
	季節的な需要、発注の増加、一時的な道路事情の変化等に対処するため	自動車運転者 (バス)	20人	7.5時間	5時間	5.5時間	45時間	55時間	360時間	410時間
	季節的な需要、発注の増加に対処するため	運行管理者	3人	7.5時間	5時間	5.5時間	45時間	55時間	360時間	410時間
	予期せぬ車両トラブルに対処するため	自動車整備士	3人	7.5時間	3時間	3.5時間	42時間	52時間	320時間	370時間
	月末の決算業務	経理事務員	5人	7.5時間	2時間	2.5時間	20時間	30時間	200時間	320時間
	1日の法定労働時間を超える時間数を定めます。(※) バス運転者の時間数は、6時間が限度です。(1日の最大拘束時間15時間-8時間-休憩1時間=6時間)			1か月の法定労働時間を超える時間数を定めます。①は45時間以内、②は42時間以内です。		1年の法定労働時間を超える時間数を定めます。①は360時間以内、②は320時間以内です。				
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	法定休日 (任意)	労働させることができる法定休日の日数	労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻				
	季節的な需要、発注の増加に対処するため	自動車運転者 (バス)	20人	毎週2回	法定休日のうち、2週を通じて1回	9:00~23:00				
	季節的な需要、発注の増加に対処するため	運行管理者	3人	毎週2回	法定休日のうち、4週を通じて2回	9:00~23:00				

対象期間が3か月を超える1年単位の变形労働時間制が適用される労働者については、②の欄に記載してください。

事由は具体的に定めてください。時間外労働をさせる必要のある具体的事由

業務の範囲を細分化し、明確に定めてください。

1年間の上限時間を計算する際の起算日を記載してください。その1年間においては協定の有効期間にかかわらず、起算日は同一の日である必要があります。

1日の法定労働時間を超える時間数を定めます。(※) バス運転者の時間数は、6時間が限度です。(1日の最大拘束時間15時間-8時間-休憩1時間=6時間)

1か月の法定労働時間を超える時間数を定めます。①は45時間以内、②は42時間以内です。

1年の法定労働時間を超える時間数を定めます。①は360時間以内、②は320時間以内です。

自動車運転者の休日労働の回数は、改善基準告示において2週間に1回が限度です。

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならないこと（自動車の運転の業務に従事する労働者は除く）。

管理監督者は労働者代表になれません。

協定書を兼ねる場合には、労働者代表の署名又は記名・捺印などが必要です。

(チェックボックスに要チェック)

協定の成立年月日 2024年 3月 15日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の

職名 氏名

運転手 越前 一郎

(又は、過半数組合がある場合) さばかにバス労働組合

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（例：投票による選挙/回覧（持ち回り決議）による信任/話し合いによる互選）

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表すること。

(チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。

(チェックボックスに要チェック)

2024年 3月 15日

使用者 職名 代表取締役社長 氏名 福井 太郎

協定書を兼ねる場合には、使用者の署名又は記名・捺印などが必要です。

自動車の運転の業務に従事する労働者以外は、時間外労働と法定休日労働を合計した時間数は、月100時間未満、2~6か月平均80時間以内でなければいけません（労働基準法第36条第6項第2号・第3号）。これを労使で確認の上、必ずチェックを入れてください。チェックボックスにチェックがないと有効な協定届出とはなりません。

36協定届の記載例 | 様式9号の3の5 (2枚目)

様式第9号の3の5 (第70条関係) (※様式第9号の3の5 2枚目の記載例)

時間外労働に関する協定届 (特別条項)

限度時間 (月45時間または42時間) を超えて労働させる場合の、1か月の時間外労働と休日労働の合計の時間数を定めます。
①は100時間未満、②は改善基準告示の拘束時間 (1か月) を踏まえて記載してください。

1年間の上限時間を計算する際の起算日を記載してください。その1年間においては協定の有効期間にかかわらず、起算日は同一の日である必要があります。

1日 (任意)	1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。①については100時間未満に限る。)			1年 (時間外労働のみの時間数。①については720時間以内、②については960時間以内に限る。)		
	延長することができる時間数	限度時間を超えて労働させることができる回数 (①については6回以内、②については任意。)	延長することができる時間数及び休日労働の時間数	延長することができる時間数	限度時間を超えて労働させる回数 (任意)	限度時間を超えて労働させる時間数 (任意)
法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数	法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	限度時間を超えて労働させる時間数 (任意)
7時間	7.5時間	4回	60時間	70時間	25%	550時間
6時間	6.5時間	3回	55時間	65時間	25%	450時間
6時間	6.5時間	8回	75時間	85時間	25%	750時間

自動車運転者については、②の欄に記載してください。自動車運転者以外の労働者 (運行管理者や事務員等) については①の欄に記載してください。

① 下記の②以外の者
突発的な顧客需要、発注の増加に対処するため
予算、決算業務の集中

業務の種類
運行管理者
経理事務員

労働者数 (満18歳以上の者)
3人
5人

1日 (任意)
7時間
6時間

1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。①については100時間未満に限る。)
4回
3回

延長することができる時間数及び休日労働の時間数
60時間
55時間

限度時間を超えて労働させる回数 (任意)
25%
25%

1年 (時間外労働のみの時間数。①については720時間以内、②については960時間以内に限る。)
550時間
450時間

② 自動車の運転の業務に従事する労働者
突発的な顧客需要、発注の増加に対処するため

業務の種類
自動車運転者 (バス)

労働者数 (満18歳以上の者)
20人

1日 (任意)
6時間

1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。①については100時間未満に限る。)
8回

延長することができる時間数及び休日労働の時間数
75時間

限度時間を超えて労働させる回数 (任意)
25%

1年 (時間外労働のみの時間数。①については720時間以内、②については960時間以内に限る。)
750時間

限度時間を超えて労働させる場合における手続
労働者代表者に対する事前申し入れ/労働者代表者に対する事前通知

(該当する番号) ①、⑥、⑩ (具体的内容) 対象労働者への医師による面接指導の実施、年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得することを促した取得の促進、職場での時短対策会議の開催

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならないこと (自動車の運転の業務に従事する労働者は除く。)

協定の成立年月日 2024年3月15日

協定の当事者である労働組合 (事業場の労働者の過半数で組織する労働組合) の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名 運転手 氏名 越前 一郎 (又は、過半数組合がある場合) さばかにバス労働組合

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。
上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。
2024年3月15日

〇〇 労働基準監督署長殿

使用者 職名 代表取締役社長 氏名 福井 太郎

協定書を兼ねる場合には、使用者の署名又は記名・捺印などが必要です。

限度時間を超えた労働者に対し、健康確保措置を講ずることを定めます。
36協定届様式裏面の記載心得①~⑩から、該当する番号を記入し、右欄に具体的内容を記載してください。

自動車の運転の業務に従事する労働者以外は、時間外労働と法定休日労働を合計した時間数は、月100時間未満、2~6か月平均80時間以内でなければなりません (労働基準法第36条第6項第2号・第3号)。これを労使で確認の上、必ずチェックを入れてください。チェックボックスにチェックがないと有効な協定届出とはなりません。

2